

# 第 21 回

## 大阪市都市景観委員会

### 会 議 録

日 時	平成18年4月18日（火） 午後3時～午後5時
場 所	大阪市長公館 1階 会議室

大阪市都市景観委員会（第21回）

1. 開催日時 平成18年4月18日（火）午後3時～午後5時

2. 開催場所 大阪市長公館 1階 会議室

3. 出席者

(1) 委員（敬称略）

委員長	三	輪	雅	久
委員	岩	井	珠	惠
	荏	原	明	則
	孔			怡
	小	林	正	美
	田	端		修
	中	原	茂	樹
	鳴	海	邦	碩
	藤	本	英	子
	槇	村	久	子
	増	田		昇
	渡	邊	英	一

(2) 市側

	梅	村	住宅局建築指導部建築企画課長
	植	木	教育委員会事務局生涯学習部研究主幹
	藤	野	ゆとりとみどり振興局緑化推進部長
	永	井	建設局土木部工務課長
	平	尾	建設局管理部路政課長
	真	田	港湾局臨海地域活性化室長
	金	城	交通局建設部課長代理
	箕	田	計画調整局長
	北	村	計画調整局計画部長
事務局（計画調整局）	井	上	開発企画部地域計画担当部長
	坊	農	開発企画部都市デザイン課長

高	林	開発企画部都市デザイン課長代理
野	口	開発企画部都市デザイン課担当係長
林		開発企画部都市デザイン課担当係長
山	本	開発企画部都市デザイン課

#### 4. 会議次第

1 開 会

2 議 題

1) 経過報告

①大阪市景観計画の策定と大阪市都市景観条例の改正について

②部会の廃止について

2) 審議事項

①今後3カ年程度を視野に置いた景観施策の展開方向の考え方について

②景観整備機構の活用の考え方について

③都市景観資源の活用の考え方について

④新たな部会の設置について

3) その他

①地域別景観特性調査の進捗報告について

②今後の進め方について

3 閉 会

[配付資料]

- ・資 料
- 1 大阪市景観計画の概要
- 2-1 大阪市都市景観条例改正の概要
- 2-2 大阪市都市景観条例改正の概要（新旧対照）
- 3 本市景観施策の構成一覧
- 4 大阪市都市景観条例の改正に基づく都市景観委員会の役割の見直しについて
- 5 部会の廃止について
- 6 本市景観施策の展開方向の考え方について
- 7 景観整備機構の活用の考え方について

- 8 都市景観資源の活用の考え方について
- 9 新たな部会の設置について
- 10 地域別景観特性調査の進捗報告について

[参考資料]

- 1 大阪市景観計画
- 2 大阪市都市景観条例 新旧対照表
- 3 大阪市都市景観規則 新旧対照表
- 4 大阪市景観計画と景観施策のパンフレット

## 5. 議事の概要

### ○事務局

出席確認、開会挨拶、資料確認

### ○三輪委員長

それでは、早速、本日の議事に入らせていただきます。

まず、最初に、景観委員会の運営要綱3の(3)に基づきまして、議事録署名人として、本日は田端委員、中原委員のお2人に、お願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速、お手元の議事次第の2番でございます。議題に入らせていただきます。

まず、1)経過報告。まず①、これは②も続けて、これは事務局からご報告をお願いいたします。

### ○事務局

(事務局説明)

### ○三輪委員長

ありがとうございました。

経過報告として、まとめて一度に聞いていただきましたので、ちょっと内容がたくさんございますが、前回までの当景観委員会でいろいろご論議いただいて、具体的な方向づけとして、この委員会で方向づけを出させていただいた分、あれに沿いまして、市の方でその後、景観条例の案をおつくりになって、市議会におかけになって条例ができた。それから、もう1つは、景観基本計画というのを、これは大阪市としてお決めになった。内容については、ずっと皆さんに目を通していただいた分が、ずっと動いてきているわけでございます。

そういう大きな節目が2つ、とにかくでき上がりましたので、今日から以降は新しい条例に基づいていろいろなことを考えていくということに移行するわけでございますが、新しく改正されました景観条例、これは景観法に基づいていろいろお決めになった部分と、それから従来の景観、大阪市独自の景観条例から引き継いだ分と、それがございます。それから、関連して規則を改正されております。今度は、大阪市景観規則という名前の規則、条例を実施するための規則ができております。

それから、もう1つ、新しい条例の中で、当景観委員会の役割も少し変わってきておりますので、ここがこう変わったということの話がございました。

それから、もう1つ、従来、景観法をどのように大阪市でこなすかということの問題を検討していただきました専門部会、それからもう1つ、従来、指定景観形成物の指定につきまして、いろいろご相談しておりましたもう1つの部会、これも一応、制度が今度、変わりますので、3月31日で任務終了で廃止をします。

一応、そういう手順がずっと動いてきたということのご報告でございますが、何か特にお尋ねになりたいようなこと、もしございましたら、どうぞご発言いただきたいと思います。

資料がちょっとたくさん、ページ数がたくさんあって、中身がいろいろございますが、一度か二度、必ずこの委員会でずっと論議された事柄が大体、ずっと流れができて、こういう形にまとまってきたということかと思えます。

もし、特にご質問などございませんでしたら、今日から後、今後、ではどうするかということのご相談が今日の議題でございますので、その中の議題を論議するときに、改めてまた以前がどうだったのかというようなことをご質問いただいても結構でございますので、もしよろしければ、先へいかせていただきます。

よろしゅうございますか。

それでは、本日の議題の方に移らせていただきます。

議題の1番、今日の議事次第の2) 審議事項でございます。

これもちょっと内容的につながっておりますので、ちょっと長くなりますが、事務局の方から①、②、③、④、どうぞまとめてひとつ説明していただきたいと思います。

○事務局

(事務局説明)

○三輪委員長

ありがとうございました。

今お聞きいただきましたのが、今からどうするかという、今日のご相談の中身でございます。

まず、最初に、資料の6番の紙がございますが、これはとりあえず3カ年ぐらいを目処に、こういうことから着手したらどうかという、目処の立て方というようなことをご理解いただければと思います。6番が、こういうところを糸口にして、新しい条例を動かしていきたい、条例規則を動かしていきたいと。もちろんベースは、大阪市景観計画と基本は定まっております。ただ、それがかなり全般的に書いてございますので、具体的にこうい

うところから切り口をつくって、そして進めていこうと、これが6番でございます。とりあえずは、3カ年分ぐらいの作業目標を決めて、滑り出したらどうかというのがこれでございます。これに関して、またいろいろご意見をいただきたいと存じます。

それから、資料の7番の方は、今度はパートナーを選んで、それで一緒にやってくることができる。向こうがリーダーであるかもしれない、大阪市がパートナーになる局面もございましょうけれども、景観整備機構という組織を、大阪市が、これは景観を一緒にやってくれるパートナーであるということを認知して、いろいろな制度の仕組みを活用して、そして活動をしていただくと。先方さんが中心になったり、先方さんがパートナーになってくださったり、あるいは地元住民、また周りにたくさん関係者がいらっしゃいますから、その潤滑油になっていただいたり、いろいろな局面がさまざまな形で出るかと思いますが、要するにそれを随時活用しながら動く。これも、それを指定していくための体制をとって、こういう話が煮詰まってきましたら、逐次、団体を指定して、そして活動していただく、こういう仕組みが今度動き出すわけでございます。

それから、もう1つ、今度は資料の8番の方でございます。従来、景観資源の指定をいろいろな形でご相談してやっておりましたが、今度、新しい景観法ベースの指定と、それから従来の条例指定のベースと2つを、硬軟両方、使い分けながらやっていきたいと。これは後ほどの部会で個別に、ここはどうだろうかというふうなご相談、逐次していくわけでございますが、こういう両方の制度を同時並行で使い分けながら進めていきたいというのが、今日の話でございます。

それから、資料の9番というのは、それを具体的にやっていくために、従来、2つの部会で大変精力的にテーマをこなしていただいたのでございますが、今日以降は、プログラムをつくる相談をする部会と、それから景観資源を検討する、これの指定の仕方を検討する部会と、2つ設置したいと。そこで、この景観委員会の委員の先生方、それぞれこれはお3人ずつ入って座っていただくと。それから、プログラムの委員会の方には、若手の先生方にも3人ほど加わっていただくと。およそ、こういうことを腹案にしてやっていきたいけれども、いかがでしょうかと。

それから、ちょっとルールに書いてございませぬけれども、運営上の了解事項として、部会でいろいろ論議をしていただいた経過は、折に触れてこの親委員会の方へご報告いただいて、専門委員の若手の先生方もオブザーバーでこの席へ座っていただいて、一緒に意見交換をしていただくというのを従来やってきましたので、これは一応、運営の了解事項

として、そういう運営でやらせていただいたらどうかと思いますので、ちょっと口頭で付け加えさせていただきたいと思います。

ということが、今、事務局が、とりあえずこういうところから着手をしたいという心づもりでございます。こういうことで進めてよろしいかどうかというあたりについて、いろいろアドバイスいただければ大変幸いです。

また、ここはどうなっているのかということ、ご質問ありましたら、どうぞご発言くださいまして結構でございます。

増田先生、何かヒントなり、アドバイスございましたら、どうぞお願いします。

○増田委員

資料6のところ、これから基本的な戦略を考えていくということで。昨年度、移行のための専門部会をさせていただきまして、とりあえずこの4月1日からスタートできたということは、1つの成果だったのかなと思いますけれども、また、その中で、ここでも大分ご議論いただいたように、特に白地というんですかね、シンボリックなエリアであるとかいうあたりは、かなり議論なり、大阪らしさという話がありましたけれども、むしろ一般居住地のところでの景観形成みたいなやつをどう考えていくのかということのも大きな課題で残っておりますし、もう1つ、この①にありますように、ここでも少し、前回の委員会でご報告させてもらっていたような、美観地区というような、大きな大阪の先進的取り組みであったやつを、どう継承、発展させていくのかということも、少しまだ課題が残っております。

あるいは、「まちなみ誘導」みたいな、要綱との関係性というふうなことをどう整理していったらいいのかというふうなことも残っておりますので、そういうことを具体的に、大分積み残してきたことを、もう一度議論させていただいて、まさに大阪らしさというふうなこと、あるいは大阪の個性というふうなものを、どう焙り出していくのかということ詰めていく必要があるのかなというふうなことを考えております。

○三輪委員長

ありがとうございました。

これから部会をもしおやりになりましたら、1番最初に、部会のまた論議でも、そういうことをやっていただきます。その成果を、ちゃんとここへ出していただきますと大変ありがたいと思います。よろしくどうぞ。

○増田委員

そうですね。

○三輪委員長

ほかの委員さん、何かございますか。先生、何かございますか。制度的に何か、枠組みなどの……。もし、荏原先生、何か。

○荏原委員

もう既に増田先生が言っていたと思います。配っていただいた資料7ですけれども、景観整備機構の活用ということで、私はぜひやっていただきたいと思うんですけれども、これ民間の方の利用を考えてやっていますので、法律の規定からいうと指定ができるのと、それからあと一定のコントロールの技術を規定していないんですね。ですから、逆にいいますと民間にとって、このままでは全くメリットのない話になってしまいますので、その点をぜひお考えいただきたいと思っています。法律の規定を見ると、指定の要件とか指定をしたときの業務内容——業務内容はこの資料の制度概要の(2)の①から⑦がございしますが、それでは規定された団体、どうして、どういうふうやっていくとかという話は、法律では余り書いていませんので、ぜひそこをサポートしていただけるような仕組みを、ぜひお考えいただければと思っています。そうしないと、既に他の県で指定された建築士会みたいに、一定程度、初めから公共性があるものとして、前提としてつくられた団体は別ですけれども、それ以外はなかなかそうしませんから、是非、市として、こういうものについてサポートしていただくような、何か考えていただければというふうに思っています。

以上です。

○三輪委員長

ありがとうございました。

これはまた、いろいろ研究しながら進めていくようなことが随分多いかと思いますが、事務局の方で今お考えがあれば、何かご発言ください。

○事務局

今、荏原先生から貴重なご提言をいただいたんですが、確かに私どもの方に幾つかあるところは、公的な役割を持ったところの団体からの、整備機構になりたいという申し出はございます。民間のNPO等々の方からの申し出は現在ございません。ただ、NPOもかなり幅広い方々がおられますので、正直、行政側の中としては一緒にやっていくときの基準など、実は、この資料7の裏の2ページ目の判断基準のところ、一応、方向性は書いて

ておりますが、もう少しきっちりと詰めた考え方を持った上で、一緒に良好な景観形成ができるような形で、整備機構になり得るところについては、一緒にやっていきたいと思っております。

ただ、ご指摘のとおり、その判断していくときの話と、それから一緒にやるかどうか、その部分での問題点をまだ孕んでおりますので、その部分については、市として十分考えた上で、NPOの方とか民間の方のところについて議論し、一緒にパートナーになっていただけるかどうかという判断をさせていただきたいというところがございます。

基本は、荏原先生ご指摘のとおりの方角でいきたいというところがございます。

○三輪委員長

どうぞ。

○鳴海委員

ちょっと関連して、資料の6、質問が1つです。まちづくり活動支援地区というのを、どんなものかというのをちょっとご説明いただきたいということと、もう1つは今のご意見と重なりますが、資料7の業務内容に①から⑦まで書いていて、これをうまく進めるのが、例えばほかの県ですと建築士会とかが書いてあるけれども、例えば景観まちづくりアドバイザー制度みたいに、どこかにリストアップして、それをある機構が適正だと認めたら、その人を派遣するという、そういうふうにもできるわけですから、例えば市が、今、都市工学情報センターとか、そういうところで、そういう人材バンクみたいな、まちづくり支援バンクをつくって、そこから出すと、都市工学情報センターがこの機構になるんじゃないかと思うので、丸投げするより、そういう工夫をする方がいいんじゃないかとちょっと思いました。

○三輪委員長

どうぞ。

○事務局

2点目にいただいた提言については、これからいろいろと情報センターも、これまでの景観についての情報を持っておりますので、そういった方策がとれるかどうかというのを、検討を進めてまいりたいと思います。

あと、最初の1点目の資料6の下のところのまちづくり活動支援の部分でございますが、これについては実は市域の中で幾つか、まちづくりについてやっておられる地元の商店街などの方々がおられますので、そういったところについて、特に従前の条例のときからで

もあったんですが、まち並みに関して景観の協定を結びたいというふうな意思を持っておられるところもございます。そういったところに対して、こういう自主的な景観形成の支援をしていきたいという意味合いで、本日、記述をさせていただいております。

ですから、都心部の中で、いろいろと動いておられるまちづくり団体の中で、既に景観法について勉強されておられるところがございます。そういった方々に対しての、どの制度をとってもらったらいのかというのは、デザイン課としても、そこと相談をしながら、あるいは建設局のまちづくり支援課の方でも、まちづくり支援の事業をしておりますので、そちらの方とも当然連携をしながら、情報を得た上で、そういったところのまちづくり団体を対象にしながら、どの制度を使えるかというふうな形で進めていきたいということでございます。

○三輪委員長

よろしいですか。

はい、どうぞ。

○榎村委員

すみません、おくれてまいりまして失礼いたしました。

ちょっと聞いてないので、とんちんかんな質問かもしれませんが、私も今の資料7のところの景観整備機構のところなんです。指定事例の1として、下に書いてあるようなところは、建築士会とか、どちらかというところ、これまで建築物を対象に重きを置いて考えられてきたところも多いので、そうなっているかもしれないんですが、あるところとも関係して思いますのは、例えばこの大阪市の場合、景観重要樹木の管理というようなものがあったり、指定というものがあつたときに、やはりこの樹木というのはちょっと建築と違いますので、その辺の指定とか管理とかについて、そういう方がいらっしゃらないと、やはり建築とはちょっと違うんですね。樹木というのは形態も変わりますし、成長によっていろいろな変動もありますし、そういうことについてどのように配慮されて考えておられるかという、やはり今のお話のように、そういうことがしっかりしていないと、対象によって違うと思いますので、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○三輪委員長

どうぞ。

○事務局

確かに、ご指摘のとおり、景観重要樹木については単体で指定していくという形になる

んですが、実際その樹木の指定に当たっては、単に所有者の方とのお話等もございますし、それから先ほど資料の8のところでございますが、景観資源の活用の考え方についてということで、実は部会を設けさせていただいて、そちらの中でも樹木の取り扱い方について、ちょっとご検討をお願いするような場面があるのかなという気がいたしております。大阪市的には、当然、樹木の件につきましては、ゆとりとみどり振興局の方と相談して、連携しながら、景観重要樹木の指定について、所有者の方が了解をとられる場合であれば、今、現状は補助金制度等はないんですけれども、そういったものについて、これから後、全国的な政令市の集まりの中でも、それはどういうふうな形で支援できるのかどうかということも含めて、検討を進めるべきかなという考え方を、今、内部では持っております。今のところ、それ以上のところについては、もう少しちょっと議論を深めさせていただいて、指定する方向とか、そういうようなものを考えていきたいというところでございます。

○三輪委員長

よろしいですか。

まだ、ちょっと多少、試行錯誤でいくんだそうですけれども、いろいろなものが出てくると思いますから。

○槇村委員

指定については、それで結構かと思うんですけれども、この景観整備機構の中に、そういう樹木を扱う方がおられるかとか、その辺の要素が入っていないと、ちょっとどういうところと一緒にやるかわかりませんが、そういうところも、もしなければ加えていただくとか、そこはほかに振っていただくとか、何かちょっとそこら辺も、もし、どういうところがパートナーとなられるかわかりませんが、お考えいただければなというふうに思います。

○三輪委員長

ありがとうございます。

○事務局

もちろん緑、樹木というのは、景観の大きな要素ということで、今、機構についてもいろいろな、建築士会とかいろいろなところが入りつつあるんですが、もちろんある意味では、まだ打診という段階ですけれども、大阪市の方も、今度、公園協会、名前、変わりましたが、そういったところであるとかいうようなところにも、今、お声をかけさせていただいているというような状況です。そういった緑を扱うような希望的な形というのものも、

委員の先生方とご相談しながら、そういった部門についても、もちろん調整していきたいと考えています。

○三輪委員長

どうぞ。

○小林委員

樹木の指定のことで、基本的なところの確認をさせていただきたいところと、また、私が区民だったら教えていただきたいんですけども、まず、資料1で、3の景観形成施策の方向の中で、今回、1つの重要な事項で謳っているのは、市民等の主体的な景観形成の取り組みを反映していくと。それが実際にどのようなようになっていくのかなということを、関心を持って読んでみました。

例として、景観上重要な建造物や樹木などの保全と活用について、それを(4)では住民提案制度や市民等が参画可能な制度を活用しながらというような方向性が書いてあるんですが、今回の条例、新しいものを見ていったときに、例えばこの資料1の一番最後のところでも、景観重要樹木の指定の方針のところ、所有者の意見を聴いて指定すると、これは書いてある。書いてあるというか、ここには書いてあるんですけども、条例の中には、この文言は、私はないのではないかと、所有者の意見を聞くというのは、ちょっとどこにあるのか教えてほしいということが1つあります。

○三輪委員長

何か今、個別に……

○小林委員

ついでに言いますけれども、資料8で先ほど指定景観形成物の指定までの苦労というのを教えてもらったんですけども、都市景観委員会の役割というので、都市デザイン課が意見聴取して、各所有者の意見聴取をして、ここ、また所有者の意見を聴いていますね。ですが、市民がこうしてほしいという要望を受け取るフローがこの中がないので、まず基本的に今回、市民からの提案があるはずだろうと私は思っているんで、この箱の中に本来あるはずであろう、それと各所有者の意見聴取というのは、これは条例の中でまたどこにあるのかなというのを探しています。

そして、実際、条例のことは、この新旧対照表の中で、これは参考資料の2ですね、この中の8ページのところに、第5章というもので、新たな条例の内容が書いてあります。その中で、第18条に、市長は、市民等に親しまれ、かつ、良好な云々と、都市景観資源と

して樹木を登録することができる」と市長は言って、市長の権限としてね。そのときに、市民に親しまれているというのはどうやってわかるんだろうかというのが、市民から言うてくるフローがない限りは出てこないだろうと。都市景観委員に聞くものではなくて、市民から直接要望が出てきたことをきちっと受け入れる体制が、今回は僕たちはできているはずだという考え方で聞いているんですけれども。

ですから、2点ありまして、所有者ということでは、この17条のところだけに所有者という言葉が出ていているように思うんですよ。古い条例では、所有者の所有権を優位に置いてある条例であったと。それは12ページに、旧の指定景観形成物の所有者の同意を得ない限りは、市長は出せなかったという。ですが、今回は、私はこれが画期的な1つの条例になるのであれば、所有権を市長が制限できるという、それは市民からの要望がきちっとあって、それを都市景観委員会も認めた場合には、例えばその木を切りたいと所有者が言った場合でも、いや、それは皆がいるものだから残しておいてくださいという権限を、市長は持つというふうに理解してよろしいでしょうかということが最終的なコメントです。

○事務局

実は、景観重要樹木については、景観法の中の規定で、たしか第28条だと思うんですが……

○小林委員

財産権を優位に置いているんですか。

○事務局

28条の第2項のところ、景観行政団体の長は、景観重要樹木の指定をしようとするときは、あらかじめその指定をしようとする樹木の所有者、所有者が2人以上いるときは、その全員の意見を聞かなければならないという規定がございまして、私どもの条例の場合、法があって、その下のところで規定をしておりますので、この部分については所有者の意見を聞いた上で了解をとるという法の精神を、これで置かせていただいております。

○小林委員

意見は聞くだけで、その同意を得られなくても指定できるということになっているんですか。

○事務局

いえ、一応、意見を聞いた上で、所有者の同意を得た上でという感覚で、これを規定し

ております。ですから、法としては意見を聞いた上で指定をするということでありまして。

○小林委員

ということは、従来の条例と余り変わっていないと理解していいですか。

○事務局

はい。

○小林委員

そうすると、市民という役割と、新たに土地収用法と同じような問題が出てくるわけで、公のためには個人の権利を制限できるという国の法律がありますよね、財産権の。それが今の時代では、市民という人たちの持っている1つの権利を、公のものとしてみなすと。景観法でいろいろな制限ができる時代に入ってきているので、特にこの樹木の場合について、その所有者が勝手に切る権利があるとするのか、やっぱり親しまれて、市民が残してくれと言った木を残すことができる制度上の可能性があるのかというのは、私、非常に重要に見ていまして。今回の場合は、まだそれがここでは担保されていないというふうに理解してよろしいでしょうか。

○事務局

私どもとしては、まだ担保されていないというふうに理解しております。確かに、内容をいろいろ吟味しながら、できるだけ所有者の方の協力も得ながら、景観上重要な樹木について指定をさせていただくときは、当然その辺も含めて議論して指定をさせていただきたいというふうに考えております。ですから、担保しているのかというぎりぎりの線になりますと、今、現状は担保されていないというお答えになろうかと思えます。

○三輪委員長

いいですか。また、あれば後ほどまた。

○小林委員

いや、もういい。

○中原委員

今の点なんですけれども、法律の文言では景観法28条2項で、意見を聴かなければならないということで、国土交通省が監修している解説書によると、これは同意を得ることは必ずしも法的には必要ではない。ただ、意見を聴くという法の趣旨の解釈の仕方ですけれども、全く無視していいのであれば意見を聴く意味はないというふうに考えると、尊重はしなければならないけれども、必ず同意を得なければならないわけではないというのが、

国土交通省監修の解説書の考え方ですので、あとは大阪市として運用上どう考えていくかということだと思います。

○小林委員

そうそう、だから可能性はあるわけですね、これは。

○事務局

今、中原先生がご指摘いただいたように、私の方の解釈としては、担保されていないという理解をしておりました。ただ、確かに景観上重要な樹木について、いろいろご意見いただきながら、最終は私どもの景観資源の引き出しというんですか、そういうようなものを区と連携しながらやっていきたいなというような考え方で、まず資源そのものの集め方をしていきたいというふうに思っております。

その中で、景観重要樹木に値するようなものが出てくれば、私どもとしては指定をさせていただくような方向で、一旦動きながら、あと所有者の方の同意をとった上で、それについて了解をとれば指定をさせてもらいたい。ただ、そのときに、いろいろ制約が出てくるものについては、当然、事前に納得いただいた上でないといけないなというようなところがございますので、今のところ公式的な私どもの考え方としては、やっぱり担保という、ぎりぎりの制度のところになると、担保がとれていないのではないかというような感覚であります。

○小林委員

では、1つだけ。

先ほど、管理の話で、NPOとか、そういうのも本来入ってくるはずなのが、この景観整備機構の中に市民団体がちゃんと提案ができる組織体として出てきた場合には、その提案を必ず委員会、都市デザイン課が受けて委員会に諮って、当委員会としても多くの市民が賛同しているものについて合意を出した場合には、市長はそれを重要視するという、ちゃんと検討して所有者を説得するとか、そういうメカニズムがない限り、目新しさがやっぱり出てこないと思うんです。ですから、必ず市民からの提案制度、それも一個人じゃなくて、市民団体というある組織的な活動をやってきている人たちが提案できるような制度システムにされることが、一番、今回の景観法の都市計画法の中に込めた役割というのが反映されるのではないかというのが私の意見なので、ご検討ください。

○三輪委員長

ありがとうございました。

ほかの委員さん、どうぞ。

○田端委員

資料6のところ、先ほどから議論になっていますが、2つの施策方向ということで真ん中の下、市民等との協働による個性ある身近な景観の形成という項目があって、これの下の方にHOPEゾーンとか、まちづくり活動支援地区とどんなふうに関係するのかと、私自身、お聞かせいただきたいと思うんですが、前の景観計画の中で市民の意見を聞くような仕組みというのは、これは新しくでき上がるわけですが、現在、進んでいるHOPEゾーンとか、あるいはまちづくり活動支援地区ですね、その関係がもう1つ入っているかもしれないというのは、どんなふうに関係で出てくるのかというのを、もう少し具体的に聞きたいなということが1つです。

同時に、それと関連しますが、そのページの上の方で、5つの今後の重点課題というのが並んでいまして、④地域の特性を生かした個性ある景観形成、⑤は身近な地域の景観形成ということで書いてありますけれども、この5の話をずっと進めていくと、何か自主的な取り組みのあるところについてはいろいろやると。それが、小地域の景観形成についても考えるという話になるんですが、それ以外の、それも市民の発意がないところの小地域の景観としてはどんなふうに進めていくのかなというのをもう少し、どんなふうにご検討かということ、ちょっと教えていただきたいと思います。

○三輪委員長

事務局、どうぞ。

○事務局

1点目の部分でございますが、地域の自主的な景観形成の支援、HOPEゾーンのところでありましても、地元のまちづくりとか、景観を考えておられる方々が何人もおられます。その方の幾つかのところについては、景観法についてのかかなり勉強をされておられるところがございます。例えば、そこの中で、HOPEゾーンだとしても、住宅局の担当課と私ども連携しながら、相手の住民団体、あるいはまちづくり団体の方は、景観法のこの制度を使いたい、あるいはこういうような形のものをするにはどうしたらいいのかというふうにご相談等があった場合、当然、私どもが行って相談をしながら、今の景観法の制度の中で、この条例で新たにつくった制度も含めて、その制度を活用いただけるのかどうか。あるいは活用する中で、地元の方が何をそのまちづくり、まち並みの基本ルールとしながら担保したいのかとかいうふうなところを考えて、相談を受けながらそれを担保す

るためのルールとして、今、一番いいのは制度としては何なのかというふうなのを議論させてもらいながら進めていくという形になろうかと思えます。

私どもの課だけではなくて、先ほど言いました建設局のまちづくり支援課ですとか、あるいはHOPEゾーンを担当している住宅局の担当課等とも情報交換しながら、デザイン課としては、その中に当然入っていった上で、住民の方が使える制度は何なのかという勉強を一緒に進めながら、制度の活用を図っていきたいというふうに動くのが、HOPEゾーンとかまちづくり活動支援地区でのお話というふうに、今現在、考えてございます。

それと、地域の2点目のご質問でございますけれども、これにつきましては地元で積極的に活動しておられる方については、私どもと相談いただく場ができるんですけども、まだまだ地元の方でもどういう形でいくのかという、地元の方の流れもまだわかっていないところにつきましては、これは先ほど増田委員の方からも、ちょっとご発言がございましたけれども、大阪市全体の中での景観についての特性調査というのを、実はこの後でまたご報告をさせていただこうと思っておりますが、私ども市として調査をしながら、そのエリアについての何らかのイメージを持ちたいというふうに考えております。その景観のイメージを持ちながら、いろいろな形で景観について動かないところであっても、区と連携しながら、区の方からその地域がどういう状況なのかというふうなのを一緒に情報把握しながら、かなり動きそうな形になれば、当然、区と一緒にやりながら、そこを景観のよい方向へ進める方向で動いていくとか、そういった形がとれるところはとっていききたいというふうに思います。ただ、そういうところが、まだまだないというところについては、私どもとしては通常の範囲の中でのまちづくりがどう動くのか、どう変化するのかというのは、情報を把握しながら、しばらくそこについては見守る形になる可能性はございます。

それから、今、議論になった自主的な取り組みということなんですが、もちろんいろいろ先進的に動かれているところとか、いろいろな地域があると思います。私どもの方も、やっぱり景観は、それこそ大阪の財産というような位置づけで、普及啓発とか、いろいろな面で図っていかうと思っております。それを市民の方々に、景観の大事さとか、そういうような普及啓発、例えばシンポジウムをやるとか、パンフレットをつくるとか、いろいろなところで呼んでいただいて、我々、普及啓発を図るとかいうような意味で、景観について先進的に進んでいるところは、私どもいろいろな方策をご議論させていただいて取り組む、そういうところでないところについては、私ども、もちろん普及啓発を進めながら、そういった地域、区域を広げていきたいと考えております。

○三輪委員長

ありがとうございました。

ほかにもまだ、ご発言があらうかと思いますが、ちょうど話題が出ましたので、3番のその他の①がございまして、資料でいくと10番というのがございまして。これは市の方で、これはうちの委員会と並行して、別途、具体的な地域の景観の調査をずっと進めてきておいでになっておりますので、その進捗状況について一応お耳に入れていただく。それから、また何かアドバイスがありましたら、アドバイスをいただくということでの、それでその他の報告ということになっておりますが、その話をちょっとしてください。

○事務局

(事務局説明)

○三輪委員長

ありがとうございました。

こういう調査を別途おやりなっているということでございまして。

これまでの部分、全体を含めて何か特にご発言なり、アドバイスございませぬか。どちらか。

○藤本委員

前回、指定景観形成物の指定の方にかかわらせていただきましたので、その成り行きとどうか、行く末をちょっと気にしているところでございまして。資料の8の方で、先ほども幾つかお話が出ておりましたけれども、今まで指定された指定景観形成物をどうするかということにつきましては、一応は景観資源ということで登録ということになるのでしょうか。それから、この段階的な考え方ですけれども、新たに今度は都市景観資源を幾つか登録して、その中からさらに、その中から景観重要建造物なり、景観重要樹木を指定していくという考え方でよろしいのでしょうかということと、その中でも公共施設については、景観重要公共施設として別出しで守っていくという形になるのでしょうかという、ここの関係についてちょっとお伺いしたいということが1つでございまして。

それから、資料6のところ、先ほども幾つかお話が出ておりましたけれども、今回、この資料、あくまでたたき台ということで、これからさらにこの施策を深めていくということではあると思うんですけれども、真ん中から下の部分の2つの施策推進の方向と5つの具体的な取り組み方針の①のところ、民間建替え更新の機会を捉えたという中でございましてけれども、私やはり建築物が中心というふうに、この文章を読んでもまだまだ感

じる部分がございます。民間建てかえのときに、やはり緑地ですとか、それから土木施設、構造物、そういったものも一緒に誘導できるような形を、こういったところでもあらわせるような表現にさせていただけたらなというふうに思っております。

先ほども話が出ておりましたけれども、このあたり市内での連携方法とか、担当課との連携ですね、そういったことをもう少し絵として、図として、ここでもシステムの絵として描いておいていただいた方が、他部署へのお話でもお話ししやすいのではないかと思いますので、このあたりの資料の充実等を図っていただけたらと思います。

以上です。

○三輪委員長

ありがとうございました。

事務局の方。

○事務局

最初の1点目の部分でございますが、資料8の部分につきまして、指定景観形成物、22件ございます。これについては条例改正をした関係上、都市景観資源という形、今現在、登録という形に移行いたしております。ただ、この22件のうち、地元、先ほどちょっと小林先生からもご指摘がございましたけれども、私どもとしては、この方々に対して、景観重要建造物の方に移行するかどうか一遍聞いてみたいというふうに考えております。聞いた上で、重要建造物の方に移行されることを是としていただけるならば、指定景観形成物の方から重要建造物の方に移行いただくというふうなことを考えております。

あと、ほかの新たな景観資源、登録させる資源につきましては、これは部会の中で、今後、どういう基準でこれを集めてきて、基準でもって判断しながら登録していくのかというのは、部会の中でちょっとご検討を一緒にさせていただけないかというふうに考えております。今回、そのたたき台という形で資料8に出させていただきますが、部会の中で議論をますます深めさせていただきながら、区とも連携しながら、新たな景観資源というものを発見しながら登録をしていきたいというふうに考えております。

それと、先ほど資料6のところ、最後に議論、ご指摘いただきました市内の連携につきましては、これまでもずっと連携する方向で考えておりますので、ますます一層進めていきたいというふうに思っております。ただ、今回、たたき台ということで、まだそのシステムのなところまでお示しをできなかったところは、ご指摘いただいたとおりでございます。ただ、今回、この資料6をベースにしながら、アクションプランを策定していく中

で、できるだけそういったものができるように、私ども勉強してまいりたいというふうに考えております。

○三輪委員長

ありがとうございました。

小林委員さん、どうぞ。

○小林委員

何かまたくどいなと言われることを覚悟で、もう1回言います。

今回の4月14日付の大阪市公報にもちゃんと載せている、やはり第18条の言葉ですよ。市長は、市民等に親しまれ、かつ、良好な云々と、そういう都市景観資源として登録することができる、私はこれがとても重要だと考えています。市民に親しまれるということ、どうやって確かめるのかということは、私は研究の必要はないと思っています。きついことを言うようですが、大学では市民に親しまれるものは市民に聞けばいいと言って教えています。そういうことでいいですと、従来からやっている天然記念物とか重要文化財の指定方法と、今回の都市景観の中で選んでくるものの選定の仕方、明らかに私は精神が違っているというところが特徴だと思っています。

それでいいですと、参考資料1の計画書の中で、これもまたくどいんですが、先ほどの景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針というところに、それぞれ1、2とありまして、歴史的または文化的に価値が高い、地域の景観を先導しとか、この価値が高いということは、やっぱり普通の人にとってなれ親しんだ景観というのは価値が高いんじゃなくて、単に親しんでいるんですよ。それを重要な景観であるというふうに大阪市は言い切らないと、大阪市には伝建地区なんていうものはないということ、私は恥に思うべきではないと。それは、いろいろ空襲にあったり、なくなったりしていても、そこをみんながいるんだと言えば、それは景観資源だということを守っていけるというふうになるというのが、この今回の景観法の1つの大きな魅力だと理解しているので、平成18年度にやられる検討課題について、失礼なことを大学の先生に言わせてもらえば、大学の先生と学生に聞くんじゃなくて、市民に聞いて、何に親しみを感じているかという調査をぜひやっていただいて、それを市長に進言して、市長も景観委員会に聞いてみて、それは本当にいいんでしょうかと。それをやったのが、さきに22カ所に選んだあの中で、大阪の道頓堀のあたりのネオンとか通天閣とか、歴史上重要なものとか、価値が高いというふうにみんなつくったわけでもないけれども、長い間に親しまれて、あれはいるという、それが大阪の私はす

ごい価値判断力だというふうに、ある意味ではとても気に入っていることなので、ぜひ日本全国の中で、ここからそういう動きをしっかりと展開してもらう方が、今回の景観法の特徴を最も引き出せる大阪の1つのやり方ではないかと、私はポジティブに理解していますので、よろしく願いいたします。

○三輪委員長

ありがとうございました。

どうぞ。

○事務局

今、ご指摘のように、景観資源というような位置づけを、今回、大阪市でやっております。それは、もちろん景観法上の景観協定、非常にハードルが高いです。ある意味では、私どもの場合、都市景観協約ということで、それよりもハードルの低い、各区で各区民の方、そういった方々が、ここはこんな景観がええなというのを、今これ、ちょっと構想案段階ですけれども、各区で市民の方々がいいなという景観を出していただいて、そういうものを登録しながら、ハードルの低いと言ったらなんですが、市民の皆さんの身近なところで、まず協約を組もう。そういった協約がどんどん充実して深まれば、今度は全員一致の景観協定、ある場面の景観協定というような、裾野を広げるような形で、条例で対応できるもの、法律で対応していかなければならないものというような段階を今、考えております。

そういう意味で、一番最初に局長に言っていたように、区民の方や区連携、そういった形でどういような景観がいいか、その区でどういようなまちづくりがいいんかといういような関係にも絡んで、そういった資源をより多く登録していこうといういような考え方です。

また、そういった扱い方については、資源の部会とか、推進計画の部会とか、ご相談しながら、できるだけ市民の方々と協働してまちの景観をつくるといういようなスタンスは、片一方にはきっちり私ども、持っておこうという考えです。

○三輪委員長

ありがとうございました。

どうぞ。

○箕田計画調整局長

ちょっとご挨拶で言いましたが、区政改革のことをちょっともう少し補足したいんです

けれども、実は18年度にそういう区政改革の方を勉強して、早ければ19年度から区政、区の権限が非常に強くなって、いろいろなことが、予算なんかも、区が各事業局が持っているやつを、区の予算枠をとるといような、そういう形で組織も予算も強化していく、こういう動きなんですけれども。

そんな中で、区長マニフェストというのがあって、実は区長のマニフェスト、いろいろ各区も出そろっているんですが、みんな見ますと、結局、区が非常に競争意識を持ち出しています。ですから、都市間競争から都市内競争というようなことが最近出てきていますが、そういうことを実は19年度から、大阪市は結構この区政改革のいろいろなことを、スオニを出した後、次のステップに向けて動く、そういうことも実は発展しておったことがございまして、その辺のところをちょっと紹介します。

実は、その前に、私のところの計画調整局の局長マニフェストというのを実はつくっておりまして、それは、きょうは景観の話なんですけれども、実をいいますと、私ども局の使命全体は、この資料6の、先ほど来、議論になっております2つの施策推進と5つのところの①の、いわゆる都心部なんかでの大規模プロジェクト、これを私どもやっておると、それから地域でのきめ細かなやつ、2つのところですが、その2つをあわせて、うちの局の使命は、実はまちづくりの専門部局としてのコーディネートとサポートをしていくんだというのが、私どもの局だということで、実はうちの、僕のマニフェストに位置づけているんですが、そういった意味では、都心の大規模プロジェクトに対して、その地域のまちづくりというのは、実は今、うちの部、非常に弱いんです。

この弱いというのは、やはり各区、24区あって、その24区に対するすべてのケアというのは、私どもの局ではできない、物理的にね。したがって、それを各区が、今度、権限移譲ですね、組織と予算を持ち出すと、そこのところに私ども、今、区にはこういう景観なり、先ほど申しましたバリアフリーなり、うちの局がやっている、きめ細かくやっていかないかん各仕事のスタッフがおりません。したがって、そういうことを、各区に組織の強化をしていくということになれば、区の方でいろいろな提案をしたり、自主的にやったり、きめ細かくやっていく話が可能になると私は思っています。そのきっかけとして、今、マスタープラン、昨年、つくりましたが、その地域別構想というのをつくっていないんです。これは行政がつくるものではないという考え方で、今、わがまちビジョンといって、それぞれの区がそれぞれで考えてくださいという形の収め方をして、今年度、そういうわがまちビジョンを各区が会議を持って、そのビジョンをどうしようかという議論を進めて

くれることになっています。

それとあわせて、区の権限強化というのが出てきますから、今、もう一度、見ましたら、そういう具体のきめ細かな話、提案、自主的な考え方、そういったものが、恐らく私どもがコーディネート、サポートすることによって、各区が独自に競争意識を持ちながらやってくれれば、こういう姿が一番、私、望ましいと思っております、我が局は今の景観とバリアフリー、こういったことでやっていただこうと。

それは、さっき鳴海委員におっしゃっていただきましたが、まちづくり支援、活動支援というのは、実は今も区がかんでやっていることがあるんです。これは具体的に言いますと、町会単位でまちづくりの提案があって、その提案を区が認定して、年間50万、助成金を出して勉強してもらおうと。5年間、それを限度にしまして、5年間、勉強してもらって、うまく事業化できるやつは行政がサポートしてやっていくと、こういうことなんですけれども、今、区は実は受け身です。各支援、町会から出てきたやつを受けて、今、建設局とか、そういう状態。昔、計画なんか、それは建設局が醸成していくと、こういう受け身的な形なんですけれども、それが実は今、支援地区などと書いていますけれども、こういうところでもっと前向きに各区がやっていくという、私どもとしては、大規模プロジェクトで都市プロモーションをやっていくという固まりと、それからきめ細かな地域で地域の自主的なまちづくりをサポートしていくという役割で、この2つをもって考えていきたいと思っております。

景観については、ぜひ、きょうのご意見、非常に地域からのご意見が多かったと思いますので、ぜひそういう中で、区政改革のプロジェクトチームに、実は計画調整局も、最初は入っていなかったんですが、入ってやっておりますので、是非こういう具体の話の中で話を進めてまいりたいと思っております。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

### ○三輪委員長

ありがとうございました。

これは景観委員会を始めて、初めて担当の局長さんが、こういう、つまり執行責任者でね、企業として何とか、CEOとかなんか、その方が出てきて、しっかりやるぞとおっしゃると。本当に非常にありがとうございます。

それで、今日のところは、そろそろこの議題を終わりにしたいと思うんですが、資料の6、7、8、9、ここは一応のたたき台を出していただいて、一応の作業として、こうい

うものを今、考えているんだということをお聞かせいただいで、それで皆さん、各委員さん方から、非常に貴重なアドバイスがございましたので、これを受けてまた、それぞれバージョンを少しずつ改良しながら、また先へ進んでいただくということで、この議題を終わりたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

○鳴海委員

ちょっとだけ。

○三輪委員長

では、1つ。

○鳴海委員

では、一言。

景観形成推進計画検討部会というのができるんですけども、資料の6の中で、景観形成推進計画となるものが、どこを指しているのか、この図でわからないので、およそこの辺というのを言っていただけますか。

○事務局

一番難しいところを言われてしまったんですが、実は、資料の3のところ、私ども、今後3年間の中で検討しないといけないというふうに思っている項目を、右のちょっと黒く塗ったところがございますが、これを一応、項目だけ打診をさせていただいております。資料の右のところの第1段階、景観計画の充実・詳細化、それから景観計画、広告物の位置づけ等でございます。要は、景観形成推進計画のイメージとしては、この3年間の中で、ここに挙げられた項目のうちのどれを一番最初に、まず着手していかないといけないのかとか、それからこれはまだエリアですね、対象地域はどこなのかというようなことについてのイメージというのを、十分議論できておりませんので、それを全市でやるのか、あるいはこれはプロジェクトのところ、プロジェクト担当者が考えている中でやっていくべきなのかどうか、その辺のところを議論させていただきながら、年内に景観形成推進計画、アクションプログラムという形で取りまとめていきたいというふうに考えております。

ですから、資料6のところにつきましては、大きな枠組みとして、考え方としては2つの施策推進の方向と具体的な取り組みのものとして5つ出しておりますが、対象として推進計画で考えていくべきプランとしては、資料3の右側のところについては、一応すべて網羅しながら、3年間の中でスケジュールも含めて検討してまいりたいというふうに考えております。

ですから、ご指摘の部分について見えないという現実で、誠に申しわけございません。部会の中でご議論させていただくイメージとしては、今、申し上げたような形でのイメージで事務局としては持っております。

○三輪委員長

よろしいですか。

何といたしますか、3年間の向こう3カ年計画みたいのを、きっちり確定して今から歩くんじゃなくて、歩きながら考えて、3年間でこのぐらいのことはやりたいなというぐらいのことかと思いますが。そのときのヒントとしては、資料の3番がございますけれども、手がかりと見通しになるのが資料の6ということになりますか。

ほかに何かございますか。よろしゅうございますか。

どうぞ。

○岩井委員

今日いただいたというか、お聞かせいただいた中で、資料の10番の今年度の調査の内容というのが一番興味深い話なんですけれども、これの中身の詳しいのというのは公開されるんですか。

○事務局

調査がまとまれば、当然、報告書については公開になると思います。

○岩井委員

それ、まとまると。17年度は17年度で出ていくんですか、それとも何カ年間分まとまらないと出てこないんですか。結構、後の大阪の景観形成に関する重要な内容だと思うのに、中身を聞かせていただかないで、能書きだけ聞いたのでは、やっぱり効能がわからないので、ちょっと。

○事務局

申しわけございません。実は17年度調査と18年、2カ年で一帯を調査していきたいところがございますので、当然この調査の下敷きにしながら、後で委員会の方に、その都度、成果についてはご相談させていただきながら、特にこの部分、アクションプログラムになります。景観形成推進計画の中で、ベースで考えた上で、反映をさせていただきたいと思っておりますので、適宜、成果については公表を、委員会の中にも報告はさせていただきたいというふうに思います。

○岩井委員

エッセンスよりも、もうちょっとダイジェストぐらいの、できるだけ早くにお聞かせいただきたいと思います。

○事務局

わかました。

○三輪委員長

ありがとうございました。

一応、このあたりで議題は終わりました、次回の委員会の予定などについて、事務局の腹案がありましたらお願いいたします。

○事務局

そうしたら、今後の進め方ということで、あくまで事務局のまだ腹案でございますが、今年、18年度につきましては、今日が4月で第21回を開催させていただいております。一応、年内に、今後、2、3回程度、委員会を開催させていただきたいというふうに考えております。といいますのは、委員の改選が、来年の1月が委員の任期となっておりますので、目標といたしまして、年内に二、三回、委員会を開催させていただきたいというふうに思っております。ですから、次は、まだあくまでイメージでございますが、6月ごろぐらいかなというふうなイメージを持ってございます。

本日の議論の中で、部会、2つ立ち上げさせていただくことを了承いただきましたので、部会の方も早速立ち上げをさせていただきながら、その中で議論をさせていただいて、次の委員会の中で一定の成果について、また報告をさせていただきながら、方向づけをきちんとご議論いただいて、それでまた部会の方に戻すという形でさせていただければというふうに考えてございます。

○三輪委員長

今、およそ、夏の初めぐらいに次の会が大体開かれるんじゃないかというあたりかと思いますが、日程のご相談その他はまだ、もうちょっと固まってから、また相談させていただきます。

特に、何かこの際、ご発言ございませんでしょうか。もし、特にないようでございますしたら、一応、会議はこの辺で終わらせていただきまして、あと事務局どうぞ。

○事務局

三輪委員長、どうもありがとうございました。

本日、長時間、熱心なご審議、また貴重なご意見いただきまして、本当にありがとうございます。

ございました。

今後、協議の中でいただきましたご示唆、貴重なご意見を踏まえて、景観計画の充実と詳細化へ向けての検討を重ねながら、景観形成推進計画、本年中に策定したいという目標でもって、作業を進めてまいりたいというふうに思います。今後とも委員の皆様には、ご協力よろしくお願い申し上げます。

これをもちまして、第21回の都市景観委員会を閉会とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

閉会